

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	低圧給水加熱器（1A）胴体逃し弁の点検において、ベローズ接続部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	G III	
2	1号機	原子炉格納容器圧力抑制室ベント弁のバイパス弁用計装品の点検において、端子箱一次側の制御ケーブル用フレキシブル電線管接続部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
3	1号機	主蒸気配管（B）ドレンポット用レベルスイッチの点検において、当該計器用テスト配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
4	1号機	原子炉建屋1階南西部の原子炉側に設置されている保守・点検用通路において、タバコ（1974年製造中止のもの）の吸殻（1個）が発見されたため、当該吸殻を回収	G III	
5	1号機	主低圧タービン（A、B）内部車室の点検において、水平継手面締付ボルト用座金に浸食が認められたため、当該座金を交換	G III	
6	2号機	タービン建屋地階復水脱塩装置エリアに設置されている除洗シャワー設備の床面接続部に隙間があり、当該部より水のリークの可能性があるため、当該部を点検・修理	G III	
7	2号機	廃棄物処理系廃液サージポンプ出口圧力指示計に指示値不良が認められたため、当該圧力指示計を点検・調整	G III	
8	3号機	非常用照明灯の電源用蓄電池（13台）の点検において、内部部品の腐食及び充電タイマの動作不良等が認められたため、当該蓄電池を交換	G III	
9	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置制御盤内継電器の点検において、限時継電器に動作不良（1台）が認められたため、当該継電器を交換	G III	
10	3号機	新廃棄物地下貯蔵設備の電源開閉器（4F）の給気暖房用電気ヒーター（C）回路用しゃ断器に異音が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理	G III	
11	4号機	復水脱塩装置No. 3脱塩塔のベント弁又はドレン弁、もしくはその両方にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
12	4号機	タービン建屋地下の非常用ディーゼル発電機（A）用制御盤室にある、ストームドレン系ファンネルのドレン種別用色分け塗装色に誤りが認められたため、当該部を正規の色にて修正	G III	
13	4号機	「液体廃棄物管理月報」の作成準備中、「化学管理システム」に入力済みの4号機用海水ポンプの運転時間（実績値）に一部誤入力のあることが認められたため、関係箇所への影響評価及び対応検討	G II	
14	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用潤滑油ポンプ（A1）のメカニカルシール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
15	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用潤滑油ポンプ（B3）のメカニカルシール部にカーボン状の粉末を含む油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用潤滑油ポンプ（B2）のメカニカルシール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
17	6号機	主復水器細管洗浄装置（A2）用ボール回収器ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
18	6号機	原子炉格納容器貫通部温度記録計の打点駆動部に動作不良が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	G III	
19	集中環境施設	補助ボイラ（B）の排ガス分析計に窒素酸化物濃度の指示値不良が認められたため、当該分析計を点検・修理	G III	
20	集中環境施設	廃液乾燥固化系ペレットホッパー（B-A）入口伸縮継手部に亀裂が認められたため、当該ホッパーを停止及び蛇腹管部を点検・修理	G III	
21	その他	水処理設備前処理装置用フィルタ装置（C）のレベル検出器（2台）に動作不良が認められたため、当該レベル検出器を点検・修理	G III	